

報道関係者 各位



令和7年9月 24 日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 齋藤 豪徳

賃金係長 杉本 彩矢香

(電話) 028(634)9109

栃木県最低賃金（10/1～、1,068 円）周知のための公労使連携による街頭広報の実施について

- 1 栃木県最低賃金が令和7年10月1日から改正されることに伴い（現行 1,004 円→改正後 1,068 円（64 円 UP））、栃木労働局（局長・川口秀人）、連合栃木（会長・中島一実）、栃木県経営者協会（会長・青木勲）が連携し、下記のとおり街頭広報活動を実施します。
- 2 なお、公・労・使が共に街頭に立ち、法令遵守を目的とした広報活動を行う取組みは、栃木県では昨年に引き続き 2 回目となりますが、前回の経験を踏まえ、今年はよりスケールアップした取組みを行う予定です。

記

①日 時

令和7年10月1日（水）午後4時～（午後4時30分頃終了予定）

②場 所

J R宇都宮駅西口・ペデストリアンデッキ（2階（屋外））

③広報内容（配布物）

最低賃金額及び賃上げに係る国の支援策を記したチラシをポケットティッシュに入れ、通行人に配布。（別添サンプル参照）

④その他

当日は、栃木労働局は川口局長以下複数名、連合栃木は中島会長以下複数名、栃木県経営者協会は事務局部長が参加予定であり、三者揃って、あるいは各々に対するインタビュー・撮影等も可能です。